

# 経済要録

## 国内

### ◆日本銀行、「1月2日実施予定の日銀ネットRTGS化等に関するオンライン接続確認試験の実施日時について」を公表

日本銀行は、1月1日、「1月2日実施予定の日銀ネットRTGS化等に関するオンライン接続確認試験の実施日時について」を公表した。その内容は以下のとおり。

#### 1月2日実施予定の日銀ネットRTGS化等に関するオンライン接続確認試験の実施日時について

平成13年1月1日  
日本銀行

1月2日（火）の「日銀ネットRTGS化等に関する稼働開始直前のオンライン接続確認試験」については、予定どおり実施いたします。試験参加先においては、「日銀ネットRTGS化等に関する稼働開始直前のオンライン接続確認試験実施手順書」に記載のタイムスケジュール（オンライン業務受付開始時刻午前8時）に従い、試験を進めて頂きますようお願いいたします。

### ◆日本銀行、「RTGS化の実施について」を公表

日本銀行は、1月2日、「RTGS化の実

施について」を公表した。その内容は以下のとおり。

#### RTGS化の実施について

平成13年1月2日  
日本銀行

日本銀行では、日本銀行当座預金決済および国債決済のRTGS化について、昨年12月30日以降、取引先金融機関等におけるシステム移行状況の把握、ならびに日本銀行におけるシステム移行作業、取引先金融機関等とのオンライン接続確認試験を実施してきました。

本日、これらの準備作業が、支障なく完了したことを確認しました。

よって、日本銀行当座預金決済および国債決済のRTGS化を、予定どおり1月4日に実施いたします。

### ◆日本銀行、「RTGS化実施当日の日本銀行当座預金決済および国債決済の状況」を公表

日本銀行は、1月4日、「RTGS化実施当日の日本銀行当座預金決済および国債決済の状況」を公表した。その内容は以下のとおり。

## RTGS化実施当日の日本銀行当座預金決済 および国債決済の状況

平成 13 年 1 月 4 日  
日 本 銀 行

日本銀行では、本日、日本銀行当座預金決済  
および国債決済のRTGS化を実施しました。  
本日の決済状況は以下のとおりです。

### 1. 決済の全般的な状況

日銀ネットは、円滑に稼働、運行し、予定  
どおり午後5時に終了した。

この間、当座預金決済、国債決済とも、  
RTGS下で支障なく決済が行われた。

### 2. 日銀オペ

即日スタートの手形売オペ（8千億円）  
については、全額が支障なく決済された。

### 3. 当座預金決済

当座預金決済は、通常日比6～7割程度の  
予定決済件数であったとみられるが、朝方から  
順調に決済が進捗し、予定された決済はす  
べて実行された模様である。

### 4. 国債決済

国債決済は、予定決済件数が極めて少な目  
となるなか、予定された決済は、午前中中心  
にほぼすべて完了した模様である。

## ◆中央省庁等改革に伴う新体制への 移行

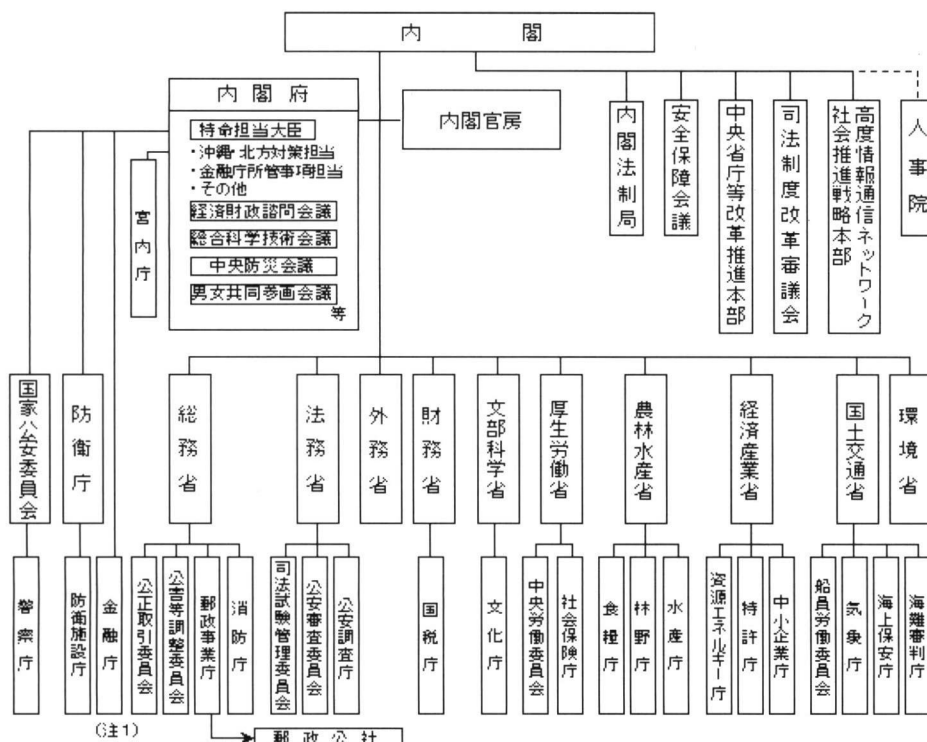
1月6日、中央省庁等改革に伴う新体制への

移行が実施され、新府省が発足した。中央省庁  
等改革のこれまでの流れと、新たな行政機構の  
概要については以下のとおり。

### 中央省庁等改革のこれまでの流れ

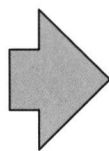
- |              |   |
|--------------|---|
| 平成 9 年 12 月  | 行政改革会議最終報告  |
| 10 年 6 月     | 中央省庁等改革基本法成立<br>[平成 10 年 6 月 9 日成立、<br>6 月 12 日公布]              |
| 11 年 7 月     | 省庁改革関連法 (17 本) 成立<br>[平成 11 年 7 月 8 日成立、<br>7 月 16 日公布]         |
|              | ○内閣機能強化関係 (2 本)<br>内閣法一部改正法、内閣府設置法                              |
|              | ○省庁再編関係 (13 本)<br>国家行政組織法一部改正法<br>新省設置法 (10 本)、郵政事業庁設置法、<br>整備法 |
|              | ○独立行政法人関係 (2 本)<br>独立行政法人通則法、整備法                                |
| 11 年 12 月    | 省庁改革施行関連法 (61 本)<br>成立<br>[平成 11 年 12 月 14 日成<br>立、12 月 22 日公布] |
|              | ○省庁改革関係法施行法 (1 本)<br>約 1300 の関係法律について府省名の変<br>更に伴う規定の整理等を行うもの   |
|              | ○独立行政法人個別法 (59 本)<br>59 の独立行政法人の設立のための法律                        |
|              | ○独立行政法人関係法整備法 (1 本)<br>関係政省令の整備、その他新府省移行準備<br>独立行政法人の設立準備       |
| 13 年 1 月 6 日 | 新府省の発足 [金融庁は 12<br>年 7 月 1 日発足]                                 |

新たな行政機構の概要



(注1) 金融庁は平成12年7月設置、金融再生委員会は平成13年1月廃止。  
 (注2) 郵政事業庁はその設置の2年後の属する年に郵政公社に移行。

旧省庁体制
総理府
国家公安委員会 (警察庁)
金融再生委員会
総務庁
北海道開発庁
防衛庁
経済企画庁
科学技術庁
環境庁
沖縄開発庁
国土庁
法務省
外務省
大蔵省
文部省
厚生省
農林水産省
通商産業省
運輸省
郵政省
労働省
建設省
自治省



新たな省庁編成
内閣府
国家公安委員会 (警察庁)
防衛庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省

## ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」および「議長から執行部への指示について」を公表

(別添2)

日本銀行は、1月19日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、「議長から執行部への指示について」を別添2のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、1月22日に公表したほか、11月30日および12月15日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを1月24日に公表した。

### 記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

(別添1)

### 当面の金融政策運営について

平成13年1月19日

日本銀行

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

### 議長から執行部への指示について

平成13年1月19日

日本銀行

本日の金融政策決定会合における討議を踏まえ、議長は、執行部に対して以下を指示した。

金融資本市場においては、最近の海外経済・市場の動向に加え、年度末を控えているという要因もあり、やや不安定な動きがみられている。そうした状況に鑑み、金融市場の円滑な機能の維持と安定性の確保に万全を期すため、市場への流動性供給方法の面で改善を図り得る余地がないかを検討し、次回決定会合までに報告すること。

## ◆金融庁、「都市銀行等の信託業務の解禁について」を公表

金融庁は、1月26日、「都市銀行等の信託業務の解禁について」を公表した。その内容は以下のとおり。

### 都市銀行等の信託業務の解禁について

1. 信託業務における競争を促進する観点から、都市銀行、長期信用銀行及び農林中央金庫の本体での信託業務への参入を認める。
2. ただし、不動産の売買・貸借の媒介・代理等の不動産関連業務、遺言執行・遺産整理業務等は除く。また、処分型不動産信託につい

ては、不動産の流動化に資するものに限るとともに、信託された不動産の処分は、天災その他やむを得ない場合を除き、1年間禁止する。

(注1) 不動産の流動化に資する処分型不動産信託とは、①特定目的信託、②信託受益権を特定目的会社又は投資法人に取得させることを目的とする信託をいう。

(注2) 金銭の信託のうち宅地建物取引業に該当する行為を含むものについても認めないこととする。

3. 上記により参入を認めない業務については、行政の透明性を確保する観点から、法令に明定する。

4. 信託銀行子会社、地域金融機関についても、上記と同様の取扱いとする。

5. 専門信託銀行等については、従前どおりの取扱いとする。

### ◆金融庁、「12年9月期におけるリスク管理債権等の状況」を公表

金融庁は、1月31日、「12年9月期におけるリスク管理債権等の状況」を公表した。その内容は以下のとおり。

#### 12年9月期におけるリスク管理債権等の状況

(表1) リスク管理債権の状況

	12年3月末	12年9月末
(1) 全国銀行	(30.4兆円) (注1)	31.8兆円 (31.1兆円)
(2) 主要行	(19.8兆円)	19.3兆円 (18.5兆円)
(3) 地銀・第二地銀	10.6兆円	12.5兆円

(注1) ( ) 内は、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)を除く計数。以下同じ。

(表2) 金融再生法開示債権(注2)の状況

	12年3月末	12年9月末
(1) 全国銀行	(31.8兆円)	32.9兆円 (32.1兆円)
(2) 主要行	(20.4兆円)	19.9兆円 (19.1兆円)
(3) 地銀・第二地銀	11.4兆円	13.0兆円

(注2) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計。

(表3) 個別貸倒引当金の状況

	12年3月末	12年9月末
(1) 全国銀行	8.4兆円	7.9兆円 (7.7兆円)
(2) 主要行	5.0兆円	4.6兆円 (4.4兆円)
(3) 地銀・第二地銀	3.4兆円	3.3兆円

(表4) 全国銀行の不良債権処分損の状況

(単位：億円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度中間期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)
共同債権買取機構への売却損	2,191	18,546	21,025	25,261 (21,316)	11,330 (9,710)	10,434 (9,206)	3,590 (3,385)	2,783 (2,718)	566 (533)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)
リスク管理債権	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)

- (注) 1. 6年度以前は、都銀、長信銀、信託の主要行のみの計数。なお、7年度以降の( )内の計数は主要行のみの計数。  
 2. 9年度以降は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにも、福徳、みどりの各行を含まず、10年度以降には、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年度には、なみはや銀行、新潟中央銀行を含まない。なお、日本長期信用銀行(現新生銀行)は10年度に含まれず、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行)は10、11年度に含まれない。  
 3. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。  
 4. 直接償却等は、貸出金償却、債権売却損、支援損等の合計額。ただし、6年度以前は、貸出金償却及び共同債権買取機構への売却損の合計額。  
 5. リスク管理債権の金額については、7～8年度は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額であり、6年度以前は破綻先債権、延滞債権の合計額としている。

(表1の参考計表) リスク管理債権の状況(平成12年9月期)

(単位：億円)

	機関数	総資産		リスク管理債権					貸倒引当金		業務純益		有価証券 含み損益 (日経平均 15.747円)
		貸出金		破綻先債権	延滞債権	3ヵ月以上 延滞債権	貸出条件 緩和債権	個別貸倒 引当金	過去5年 間平均	12年9月期			
都市銀行	9	3,930,890	2,386,820	118,830 (124,590)	10,270 (10,930)	79,330 (84,380)	5,490 (5,950)	23,740 (23,330)	49,110	29,210	24,480	12,610	22,130
長期信用銀行	3	550,400	326,240	39,500 (39,590)	7,870 (7,870)	14,350 (14,410)	530 (540)	16,750 (16,770)	17,640	10,460	4,110	2,340	-210
信託銀行	6	776,220	440,680	34,590 (34,150)	4,770 (4,810)	21,050 (20,440)	710 (780)	8,060 (8,120)	10,380	6,500	6,710	1,760	3,440
主要行計	18	5,257,510	3,153,740	192,920 (198,330)	22,910 (23,610)	114,730 (119,230)	6,730 (7,270)	48,550 (48,220)	77,130	46,170	35,300	16,710	25,360
地方銀行協会加盟行	64	2,023,480	1,349,540	92,040 (94,630)	12,020 (12,900)	48,940 (50,790)	1,800 (1,870)	29,280 (29,070)	33,670	24,580	12,490	6,470	23,290
第二地方銀行協会加盟行	54	601,180	436,400	33,230 (33,690)	5,290 (5,680)	17,960 (18,580)	590 (650)	9,390 (8,780)	11,480	8,710	4,270	1,790	1,150
地域銀行計	118	2,624,660	1,785,940	125,270 (128,320)	17,310 (18,580)	66,900 (69,370)	2,390 (2,520)	38,670 (37,850)	45,150	33,290	16,760	8,260	24,500
全国銀行計	136	7,882,170	4,939,680	318,190 (326,650)	40,220 (42,190)	181,630 (188,600)	9,120 (9,790)	87,220 (86,070)	122,280	79,460	52,060	24,970	49,860

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
 2. 幸福、東京相和、なみはや、新潟中央の各行を除く。  
 3. 「延滞債権」とは、「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであり、「3ヵ月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。  
 4. ( )内の計数は、連結ベースのリスク管理債権の額。なお、安田信託、日本信託、わかしお、関西、みなとの各行については、親銀行の連結リスク管理債権の額から当該各行の連結リスク管理債権の額を差し引いている。  
 5. 一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が単体ベースで9兆2,320億円、連結ベースで10兆8,710億円である。

(表2の参考計表) 金融再生法に基づく資産査定等報告書の集計結果(平成12年9月期)

(単位: 億円)

区 分	機関数	破産更生債権及びこれらに準ずる債権			小計	正常債権	合 計
		危険債権	要管理債権				
都市銀行	9 ( 9)	24,850 ( 22,830)	69,000 ( 71,790)	29,240 ( 29,800)	123,090 ( 124,420)	2,517,280 (2,561,880)	2,640,370 (2,686,300)
長期信用銀行	3 ( 2)	11,940 ( 8,190)	11,290 ( 14,040)	17,280 ( 16,620)	40,510 ( 38,850)	332,500 ( 301,660)	373,010 ( 340,510)
信託銀行	6 ( 7)	9,060 ( 9,780)	17,660 ( 22,570)	8,530 ( 7,960)	35,250 ( 40,310)	425,640 ( 435,550)	460,890 ( 475,860)
主要行計	18 ( 18)	45,850 ( 40,800)	97,950 ( 108,400)	55,050 ( 54,380)	198,850 ( 203,580)	3,275,420 (3,299,090)	3,474,270 (3,502,670)
地方銀行協会加盟行	64 ( 64)	28,720 ( 25,240)	39,740 ( 39,140)	26,810 ( 17,310)	95,270 ( 81,690)	1,298,530 (1,308,210)	1,393,800 (1,389,900)
第二地方銀行協会加盟行	54 ( 55)	11,900 ( 11,820)	14,900 ( 14,940)	8,060 ( 6,020)	34,860 ( 32,780)	415,500 ( 435,890)	450,360 ( 468,670)
地域銀行計	118 (119)	40,620 ( 37,060)	54,640 ( 54,080)	34,870 ( 23,330)	130,130 ( 114,470)	1,714,030 (1,744,100)	1,844,160 (1,858,570)
全国銀行計	136 (137)	86,470 ( 77,860)	152,590 ( 162,480)	89,920 ( 77,710)	328,980 ( 318,050)	4,989,450 (5,043,190)	5,318,430 (5,361,240)

(注1) 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

(注2) 幸福、東京相和、なみはや、新潟中央の各行を除く。

(注3) 下段の括弧書きの計数は、平成12年3月期のもの(日本債券信用、国民、幸福、東京相和、なみはや、新潟中央の各行を除いた計数)である。

(参考) 自己査定の状況(平成12年9月期)

(単位: 億円)

	総与信額				
	1分類	2分類	3分類	4分類	
都銀・長信銀・信託計	3,466,000	3,057,280	390,040	18,540	140
地方銀行協会加盟行	1,394,830	1,227,180	161,500	6,150	0
第二地方銀行協会加盟行	450,020	387,040	60,690	2,290	0
地域銀行計	1,844,850	1,614,220	222,190	8,440	0
全国銀行計	5,310,850	4,671,500	612,230	26,980	140

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返り、未収利息及び仮払金をいう。

3. 幸福、東京相和、なみはや、新潟中央の各行を除く。

## ◆現行金利一覧

(13年2月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	( )内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率) *	0.35	13. 2. 13	(0.50)
短期プライムレート	1.500	12. 8. 24	(1.375)
長期プライムレート	2.05	13. 2. 9	(2.10)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本政策投資銀行	2.05	13. 2. 9	(2.10)
・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫	2.05	13. 2. 9	(2.10)
・住宅金融公庫	2.70	13. 1. 22	(2.80)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	0.90	13. 1. 26	(1.05)
(期間5年~7年)	1.20	13. 1. 26	(1.35)
(期間7年以上)	1.80	13. 1. 26	(2.00)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

\* 13年1月4日より、「商業手形割引率ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」と「その他のものを担保とする貸付利率」との区別を廃止して、「基準割引率および基準貸付利率」として一本化し、その率を「商業手形割引率ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」の率とすることとなった。本件については、『適格担保取扱基本要領』の制定等については、『日本銀行調査月報』2000年12月号「経済要録」、日本銀行ホームページ <<http://www.boj.or.jp/>>に掲載。

## ◆公社債発行条件

(13年2月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	1.416	1.504
	表面利率 (%)	1.5	1.6
	発行価格 (円)	100.73	100.83
政府短期証券	応募者利回り (%)	0.311	0.342
	発行価格 (円)	99.922	99.913
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	1.600	1.700
	表面利率 (%)	1.6	1.7
	発行価格 (円)	100.00	100.00
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	1.611	1.723
	表面利率 (%)	1.6	1.7
	発行価格 (円)	99.90	99.80
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	1.150	1.200
	表面利率 (%)	1.15	1.20
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	0.300	0.300
	同税引後 (%)	0.250	0.250
	割引率 (%)	0.29	0.29
	発行価格 (円)	99.70	99.70

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。



## 海外

### ◆B I S 支払・決済システム委員会、報告書「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」を公表

B I S 支払・決済システム委員会 (C P S S) は、1月15日、金融システムの健全性に貢献する基本原則を定めた報告書、「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」(原題: Core Principles for Systemically Important Payment Systems) を公表した(プレス・リリースの仮訳は、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載されている)。

### ◆B I S 支払・決済システム委員会、証券監督者国際機構、市中協議報告書「証券決済システムのための勧告」を公表

B I S 支払・決済システム委員会 (C P S S) と証券監督者国際機構 (I O S C O) は、1月15日、市中協議報告書「証券決済システムのための勧告」(原題: Recommendations for Securities Settlement Systems) を公表した。本報告書は、証券決済システムが満たすべき最低限の要件と、その実現に向けて努力すべきベストプラクティスを明らかにしたもの(プレス・リリースおよ

び報告書本文の仮訳は、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載されている)。

### ◆B I S グローバル金融システム委員会、報告書「金融市場における電子取引のインプリケーション」を公表

B I S グローバル金融システム委員会は、1月15日、報告書「金融市場における電子取引のインプリケーション」(原題: The Implications of Electronic Trading in Financial Markets) を公表した(その要旨については、『日本銀行調査月報』2001年2月号参照)。

### ◆バーゼル銀行監督委員会、第二次市中協議用ペーパー「自己資本に関する新しいバーゼル合意」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、1月16日、バーゼル合意見直しに関する第二次市中協議用ペーパー「自己資本に関する新しいバーゼル合意」(原題: The New Basel Capital Accord) を公表した(バーゼル銀行監督委員会による本件に関する解説の仮訳については、『日本銀行調査月報』2001年2月号参照)。